

議 事 録

会議名		釧路市障がい者自立支援協議会 第2回運営会
事務局		釧路市障がい福祉課 釧路市障がい者基幹相談支援センター
開催日時		令和3年7月27日(火) 14:00~16:00
開催場所		釧路市役所防災庁舎5階会議室A
出席者	部会員	出席11名 相談支援部会 佐々木部会長(一般社団法人ソーシャルカフェ) 西副部会長(相談支援事業所地域支援センターつばさ) 山本副部会長(KCマヴィ) 雇用就労部会 高谷部会長(くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センターぷれん) 和泉副部会長(はしどいライフラボぶるうむ) 佐藤副部会長(くしろ夕日カフェ) 生活支援部会 井上副部会長(生活介護事業所あゆみ) 高橋副部会長(鶴が丘学園) 権利擁護部会 佐藤部会長(くしろ合同法律事務所) 木村副部会長(北海道地域生活定着支援釧路センター) 教育療育部会 高野副部会長(相談支援事業所サポートルームのおと) 欠席3名
	その他	なし
	傍聴者	なし
	事務局	出席7名 障がい福祉課：熊谷次長、石川課長補佐、清水課長補佐、田仲主査、鈴木主査 釧路市障がい者基幹相談支援センター：竹内、近藤
会議次第		1. 挨拶 釧路市福祉部次長 熊谷 瑠美子 釧路市障がい者自立支援協議会運営会長 高谷 さふみ 2. 議事 (1) 釧路市障がい者自立支援協議会 専門部会等の活動状況について (2) 日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告等の日程について (3) 釧路市地域生活支援拠点等について (4) 相談支援体制について (5) 専門部会の在り方について (6) その他 3. 閉会

議 事 内 容

1. 挨拶

釧路市福祉部次長 熊谷 瑠美子
釧路市障がい者自立支援協議会運営会長 高谷 さふみ

2. 議事

進行：運営会長 高谷 さふみ

※各部会の役員変更について

○事務局より

- ・資料1「令和3年度釧路市障がい者自立支援協議会役員名簿」を説明。
 - ・生活支援部会：西川部会長逝去により、そよかぜ釧路ケアセンター大峠氏が新たな部会長に選出。また、副部会長に鶴が丘学園の高橋氏が選出。
 - ・権利擁護部会：博田部会長が法人内人事異動に伴い退任。くしろ合同法律事務所の佐藤氏が新たな部会長に選出。

(1) 釧路市障がい者自立支援協議会 専門部会等の活動状況について

<相談支援部会>

- ・4月に第1回相談支援部会を開催し、ケース検討を行った。7月に役員会を開催。8月に第2回相談支援部会の開催を予定。引き続きケース検討を行う。参加者の固定化の問題や新たな相談支援体制について今後検討を行う。

<雇用就労部会>

- ・5月に役員会を開催し、6月に書面にて開催。事務局の体制や令和3年度活動内容、事業所紹介を作成。事業所紹介は写真付きであり、作成後に情報提供の方法を検討。

<生活支援部会>

- ・5月と7月に役員会を開催。6月に書面開催を行う。会長退任に伴う会長選出や令和3年度の活動内容について検討。11月にYouTubeを活用しての講演会の開催を予定。2回目以降の部会については、参集での開催を検討。

<権利擁護部会>

- ・5月にZoomを利用して役員会を開催。部会長の選出方法と令和3年度の活動内容について検討。6月に書面にて開催し、佐藤氏が新部会長に選出。9月に部会の開催予定。

<教育・療育部会>

- ・放課後等デイサービスのつどい幹事会を開催。教育・療育部会については秋に開催予定。

(2) 日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告等の日程について

○事務局より

- ・資料2「日中サービス支援型共同生活援助に係る協議会への報告等について」、資料3「日中サービス支援型共同生活援助に係る自立支援協議会への報告の流れ」を説明。

<今年度の報告事業所>

- ・株式会社ピッチ&パッチの5事業所、株式会社いまいの3事業所が対象。
- ・今年度に指定を受けた2事業所については、来年度実施予定。

<報告の日程等について>

- ・対象事業所は、10月の運営会で前年度の事業実施状況及び前々年度以前の要望・助言に対する取り組みを報告し、意見を集約する。

議 事 内 容

- ・集約した意見を12月の全体会で報告し、全体会で協議会の意見をまとめる。

(3) 釧路市地域生活支援拠点等について

○事務局より

- ・資料4「令和3年度釧路市障がい者地域生活支援拠点等事業の報告について」を説明。

○コーディネーターより

- ・知的障がい者の家族からの問い合わせに対し、事業内容を説明したり、冠婚葬祭時の利用の可否について説明。事業の対象者要件に当てはまらない方からの相談が多かった。
- ・事前登録者数は0人であり、市民からの問い合わせは少ない。相談支援事業所からは該当者がいないと聞いており、周知不足から事業の理解が進んでいないと考えている。今後については相談支援部会で再度事業を説明したい。

○委員からの意見

- ・制度が分かりづらい。自分が関わっている利用者が対象なのかも含めて分かりづらい。
- ・地域生活定着支援と拠点事業の結びつきが分からない。
- ・ニーズの多くは冠婚葬祭時の利用。
- ・相談支援事業所が制度を理解しているのかを検証し、その上で周知が必要。
- ・現在サービスに繋がっている方は、利用する事業所に相談するという傾向。それ以外の方で、緊急度が高かったり、親亡き後を踏まえると、以前掲載された新聞記事の内容では読み手の理解は難しいと思われる。利用したいと思われる制度にしていくため、サービスを利用している方をターゲットとするのか、それとも未利用の方をターゲットとするのかの整理が必要。まずは、スモールステップとして、相談支援事業所で対象となる方をピックアップし、進めていくことで実績に繋がると思われる。
- ・資料を見ると「対象外であることを説明」という対応だが、障がいを持つ子の親の立場を考えると、ニーズに合わせた拠点整備事業にしてもらえると有難い。
- ・プロジェクトチーム会議から関わらせていただいている。何かあった時にこのような仕組みがあることは、地域の方にとっては良いこと。これから少しずつ増えていくと思うので1件、2件、3件と積み上がり、使っていけるツールになれば良い。
- ・最初に拠点事業の資料に目を通した時、もう少しハードルが低く、身近なものイメージしていた。実際、冠婚葬祭の時に短期入所サービスが利用できない。例えばヘルパーの都合がつかず、日中一時支援で自宅派遣も無理な状況など、私が相談の仕事をしていた数年前からあり、それらのニーズを拾えるための事業になれば良いと思っていた。今回事業が動き出したが、対象者が相談で対応している方は、ほぼ対象外となる。他の相談支援事業所とも、事前登録者要件が対象外となる状況が多く、使いにくいと話をしてきた。今後、どのように変化していくか分からないが、上手く事業が回り、少しでもニーズが拾えるような事業になれば良い。
- ・相談で完結しており、事業を利用する必要性が感じられない。
- ・使いにくいことは最初から承知していた。この事業の中長期計画が見えない。事業でお金が出ていることを考えると実績が0という訳にもいかない。これまで出た意見は、最初相談支援部会でも出ていたが、釧路市が採用しなかったことも起因している。そもそも登録制という仕組みや緊急時の対応など今後考える必要がある。

○事務局より

- ・社会資源が少ない中、今のシステムでスタートした。
- ・SDGs 持続可能性の議論や働き方改革など踏まえて、中長期計画も大切であるが予算付けが難しい。

議 事 内 容

- ・ 2040 年まで高齢化率が上昇し人口は減少する。また、福祉人材の議論もある中で、この事業が組み立てられた。
 - ・ 地域の実情を踏まえると、対象者要件については、単身者や家族が疾病を持っていて介護ができない障がい者世帯とした。市としては実績が 0 であり、登録を増やしたいと考えている。本当に困っている方はいないのか、それを地域から掘り起こし、1 年毎に検証し、評価しながら事業の組み立てを考えた。
 - ・ 厚生労働省は、来年の制度改革に向けて、制度の見直しなど検討会議を実施し、その中で拠点についても議論されている。
 - ・ 釧路市は 10 年ほどかけて自立支援協議会をここまで積み上げてきた。拠点事業についても、協議しながらここまで進めてきた。地域で生活している障がい者で困っている方や家族のために、対象となる方の登録を進めていきたい。
- 運営会会長より
- ・ 本当に必要としている人達に情報が届いているのか。周知の工夫が必要。
- 委員より
- ・ 分かりやすいリーフレットが必要ではないか。
 - ・ 誰に向けて説明をするのかを戦略的に行うべきである。
- 事務局より
- ・ 手引きは作成済み。相談支援事業所を集めて説明会を実施したが、再度説明が必要かもしれない。
- 運営会会長より
- ・ リーフレットを親の会に持っていくと反響があると思われる。相談が増えるのではないか。
- コーディネーターより
- ・ まずは、相談支援部会の中で再度周知させていただきたい。

(4) 相談支援体制について

- 事務局より
- ・ 資料 5 「特定相談支援と市町村相談支援事業について」を説明。
 - ・ 特定相談支援事業と市町村相談支援事業は、異なる業務であるが、相談支援事業所は違いを理解しているのか。事業所によっては、基本相談は自分達の仕事ではないと誤って認識していたり、できないと言っている事業所があるが、そもそも基本相談を行わないと計画相談はできない。内容を理解して欲しい。
 - ・ 資料 6 「継続支援が必要な障がい者への相談支援フロー」、資料 7 「支援が困難な場合の対応フロー」を説明。
 - ・ 令和 4 年度で音別憩いの郷への基幹相談支援センターの委託が終了するため、市内の社会福祉法人及び関係者を集めて協議を進めている。
 - ・ フロー図は、役割分担の明確化、相談支援事業所間の連携強化、基幹相談支援センターの後方支援への転換、地域の相談支援のレベルアップを目的に作成している。
 - ・ 地域における人材不足が課題としてあり、その課題に対応する相談支援体制の案を作成したため、意見を伺いたい。
- 委員からの質疑応答
- ・ このフロー図は釧路市民を対象とするのか。
⇒ 釧路市民を対象とする。
 - ・ 基幹相談支援センターの業務負担を減らす意図があるのか。

議 事 内 容

⇒基幹相談支援センターの機能を、事業所への後方支援に転換することを考えている。現状のままでは、基幹相談支援センターを受けてくれる事業所がない。

○委員からの意見

- ・今後、私たちは直接基幹相談支援センターに相談するのではなく、相談支援事業所が基幹相談支援センターに相談するということか。
- ・委託相談事業所と計画相談支援事業所の連携が課題。
- ・一般就労した障がい者を支える連携が必要。
- ・ケース会議の必要性は高い。
- ・実際のケースでサービスは終了したが、次の繋がり先が見つからない場合がある。この仕組みが機能すれば良い。
- ・委託を受けている事業所として、スキルを上げて対応していきたい。
- ・一つの形としては悪くない。相談は、相談する人が選ぶことが必要。
- ・委託相談の課題の整理が必要である。
- ・相談支援事業所だけでなく、各障害福祉サービス事業所のスキルの向上が必要である。

(5) 専門部会の在り方について

○事務局より

- ・資料8「釧路市障がい者自立支援協議会専門部会の在り方について」を説明。
 - ・各専門部会は、9月17日（金）までに、役員や部会員の専門部会における役割を検討してほしい。なお、検討結果は各専門部会の市担当者を通じて報告すること。

○委員から質疑応答

- ・各専門部会で検討することに関し、役員が集まり検討することは可能であるが、部会員を集めて検討する時間はない。どうしたら良いか。
 - ⇒役員で検討していただくことで良い。ただし、部会員との協議が必要と判断する場合には、役員の判断に任せる。

○委員からの意見

- ・教育療育部会：役所の方が多いので、どこまでできるかは分からない。
- ・権利擁護部会：まずは検討してみる。
- ・雇用就労部会：全員に参加してもらいたい気持ちはある。
- ・相談支援部会：基幹相談支援センターの負担が大きい。まずは役員で検討する。

(6) その他

○事務局より

<障害福祉サービス等ニーズ調査の進捗状況について>

- ・Webによるアンケート。個人ではなく各団体宛てにお願いしている。
 - 当事者及び家族会：27 団体
 - 障害福祉サービス：12 団体
 - 教育機関：2 団体
 - 医療機関：8 団体
 - その他支援団体：7 団体
 - その他関係機関：4 団体
- ・医療的ケア児・者のニーズ調査も実施。医療的ケア児・者の保護者 34 名を対象。

議 事 内 容

<新型コロナウイルスワクチン接種について>

- ・ 現在基礎疾患を有する方の事前登録を行っている。
- ・ 提出期日が延長された。
- ・ 各事業所や関係機関に、事前登録に係る支援をお願いしている。
- ・ 基礎疾患の内容について、詳しく知りたい方は障がい福祉課まで。

○委員より質疑応答

- ・ 接種会場について、大規模接種会場では重度の障がい者の対応が難しく、市民に虐待と見られることもある。注射するだけでも困難な方がいる。
⇒障がい福祉課だけでは解決できないため、各関係機関とも協議して対応する。

以上